

久慈建設機械講習センター 講習料金一覧表

7年4月1日より

種別	コース	受講資格	料金(税込み)	学科	技能	所要日数
フォーク	A	・18歳以上で、自動車運転経験のない方	44,000	11	24	5日 ●●●●●
	B	・道路交通法第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを条件とするものに限る。)を有する者	42,900	7	24	4日 ○●●●●
	D	・道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを条件とするものを除く。)を有する者又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許もしくは大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを条件とするものに限る。)を有し、かつ、3か月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者	19,800	7	4	2日 ○●○○●
玉掛け	A	・18歳以上で、玉掛け業務経験のない方	35,200	12	7	3日 ●●●
	B	1. クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2. 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 3. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第1号)第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許	28,600	9	6	3日 ●●●
小型移動式クレーン	A	18歳以上	50,600	13	7	3日 ●●●
	B	1. クレーン・デリック・揚貨装置運転士免許を受けた者 2. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 3. 玉掛け技能講習を修了した者 4. 労働安全衛生規則等の一部改正する省令(平成18年厚生労働省令第1号)第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則(以下「旧クレーン則」という。)第223条に規定するクレーン運転士免許を受けた者 5. 旧クレーン則第235条に規定するデリック運転士免許を受けた者	44,000	10	6	3日 ●●●
車両系	A	18歳以上	84,700	13	25	5日 ●●●●●
	C	・大型特殊自動車免許を有する方 ・大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車免許を有する方で、令第20条第12号若しくは安衛則第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は、令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、3月以上従事した経験を有する方 ・不整地運搬車運転技能講習修了者	39,600	9	5	3日 ●●○○● ●●●●●

* 各技能講習 テキスト代別途 2,200円